

# 「はぴe暮らしサポート 電気設備修理パック」ご契約のしおり (サービス利用規約)

「はぴe暮らしサポート 電気設備修理パック」は、ホームサーブ社の電気設備修理サービス エコノミープランの愛称です。

本サービスは、関西電力株式会社および同社と提携するホームサーブ株式会社が共同で提供し、サービスの運営および実務はホームサーブ株式会社が行います。



ご契約のしおりでは、サービス概要と特に注意してほしい事項を記載しています。サービス内容の詳細につきましては、「ご契約証」、「電気設備修理サービス 利用規約」を併せてご確認ください。

「はぴe暮らしサポート 電気設備修理パック」のご契約には、「電気設備修理サービス 利用規約」に「はぴe暮らしサポート特約」が自動セットされます。

## 〈はぴe暮らしサポート特約〉

### 第1条(総則)

この特約により、「はぴe暮らしサポート 電気設備修理パック」の提供およびその利用に関する条件等を定めます。

### 第2条(使用プランの制限)

- 「はぴe暮らしサポート 電気設備修理パック」で提供されるプランは、エコノミープランのみになります。
- 本規約の第13条および第14条は、これを適用しません。

### 第3条 規約の読み替え

この特約が付帯された本規約を以下のとおり読み替えます。

- 以下の条文において、「HS」とあるのを「HSおよび関西電力」
  - 第2条(総則)第6項
  - 第20条(反社会的勢力の排除)第1項
  - 第25条第3項
- 以下の条文において、「HS」とあるのを「HSまたは関西電力」
  - 第1条(用語の定義)内、「サービスエリア」の定義
  - 第9条(サービス利用料金)
  - 第18条(禁止事項)第1項第2号、11号、14号、15号の各号
  - 第20条(反社会的勢力の排除)第2項、3項、4項の「既にHSに支払われたサービス利用料金」を除く部分

### 第4条(合意管轄)

本サービスの利用における、本条件に関する紛争については、本規約第26条(準拠法・合意管轄)第2項の定めにかかわらず、被告所在地を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、当事者間で別途合意した場合を除きます。

## ■ サービス概要

「はぴe暮らしサポート 電気設備修理パック」は定額制のサービス利用料金をお支払いいただくことで、お住まいの電気設備に不具合が発生した場合に、対象範囲の修理を最大30万円(税込)まで無料で対応する安心のサービスです。

## ■ サービス対象範囲(エコノミープラン)

「はぴe暮らしサポート 電気設備修理パック」では、提供する商品はエコノミープランのみとなります。

### 対象範囲

不具合の種類	スイッチ	コンセント	ブレーカー・分電盤	電気配線

※本内容はサービスの概要をお示ししているものです。詳しくは電気設備修理サービス 利用規約を必ずご確認ください。

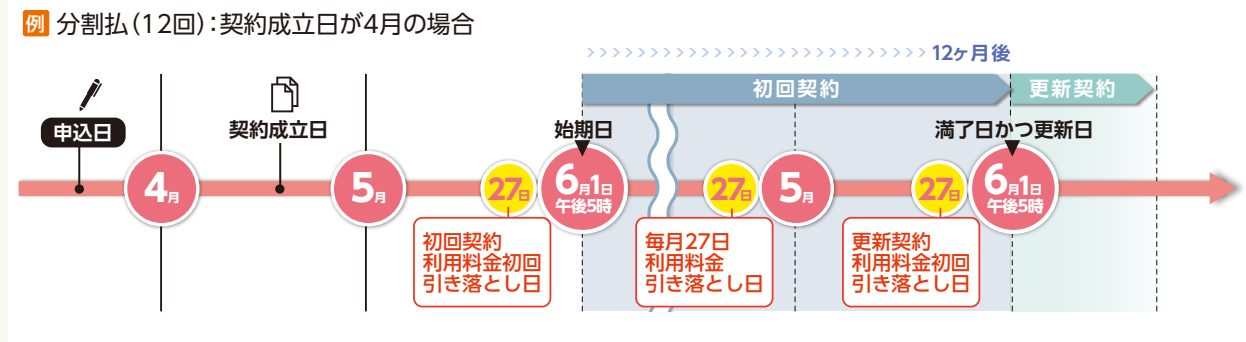
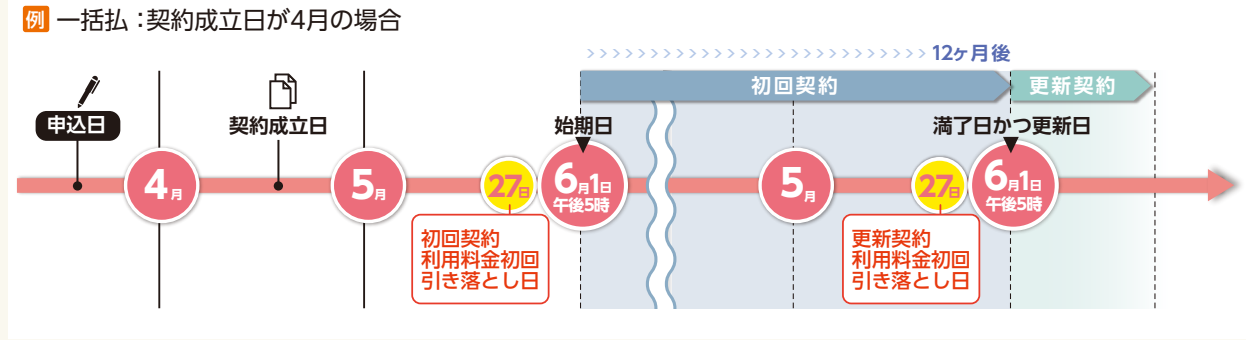
## ■ サービス利用回数

制限はございません。

## ■ サービス利用料金のお支払方法

お支払方法	支払回数	一括払	分割払(12回)
口座振替		○	×
クレジットカード		○	○

## ■ サービス利用期間



## ■ サービス利用料金の未納時について

所定のサービス利用料金のお支払いが確認できなかった場合、翌月27日に再請求いたします。

再請求で料金未納が解消できなかった場合は、ご契約は自動的に失効となるのでご注意ください。

はぴ暮らしサポート 電気設備修理パック  
修理受付センター



0120-696-045

24時間365日受付

はぴ暮らしサポート 電気設備修理パック  
ご契約者さま専用窓口



0120-911-169

(9:00~18:00 土日祝日・年末年始を除く)

### 修理に関して特にお客さまにご注意いただきたいこと

#### 修理のご依頼について

サービス利用期間の初日(始期日)以降に生じた対象設備に対する不具合について、24時間365日、お電話で修理のご依頼を受付けます。本サービスは緊急駆け付けサービスではございませんので、修理日は調整の上、翌日以降になる場合がございます。

#### 修理費用および、お客さまの自己負担額

修理サービスにおける部品代や出張費などは、全てサービス利用料金に含まれていますので、「ご契約証」に記載の上限金額までは、お客さまの自己負担はございません。

ただし、サービス内容(対象機器、対象範囲)外で発生する費用はお客さま負担となることがあります。また本サービスは修理・部品交換等による不具合解消を目的としているため、設備の買い替えや本体交換等は対象となりません。

## ■ 個人情報保護方針

ご登録いただいた個人情報は、関西電力株式会社・ホームサブ株式会社それぞれが取得・管理し、各社の個人情報保護方針に従って取り扱います。

関西電力株式会社 <https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/>

ホームサブ株式会社 <https://www.homeserve.co.jp/privacy.html>

## ■ サービス対象エリア・サービス概要はこちら

<https://repair.kepco.jp>



# 「電気設備修理サービス」利用規約

## 第1条(用語の定義)

ホームサーブ株式会社(以下「HS」といいます。))が、お客さまに提供する「電気設備修理サービス」(以下「本サービス」といいます。))の諸条件を定める利用規約(以下「本規約」といいます。))に共通する用語の定義は、下表のとおりとします。ただし、特約により別途定義がある場合は、それを優先します。

索引	用語	定義
ア	IHコンロ	電磁誘導加熱の技術を利用して調理を行うコンロをいい、製造年から10年以内の製品を対象とします。なお製造年は製品本体または製品に付属する書類に記載された日付とし、本項目が確認できない場合は対象となりません。
イ	一回の修理	同一の原因または事由に起因して発生した一連の不具合の修理は、発生の時または箇所にかかわらず一回の修理とみなし、最初の修理を実施した時にすべての修理を実施したものとみなします。なお一回の修理への該当性は、HSおよび協力店において判定します。
オ	お客さま	HSが指定する方法で本サービスの利用の申込みを行った者であり、本規約の内容に同意し本人確認等の手続きを完了された方で、HSから連絡可能な固定電話もしくは携帯電話を保有している者をいいます。
カ	解除	本規約に違反した日に遡って契約を無効にすることをいいます。
	改定日	規約内容を改定する日をいいます。
	解約	利用期間の途中でお客さま、またはHSの意思により将来に向けて契約を終了することをいいます。
	家庭用エアコン	以下の項目すべてに当てはまるエアコンとします。 (1)電源が単相100Vもしくは200Vのもの (2)製造元が国内メーカーで家庭用として販売しているもの
	家庭用冷蔵庫	以下の項目すべてに当てはまる冷蔵庫とします。 (1)電源が単相100Vのもの (2)製造元が国内メーカーで家庭用として販売しているもの
キ	協力店	生活インフラ設備の故障を修理する事業者としてHSに認定され、本サービスの実施についてHSから依頼を受けた事業者をいいます。
ク	区分所有建物	一つの建物が構造上独立した2以上の部分に区分され、2以上の者が所有する建物で、専有部分と共有部分により構成されているものをいいます。
ケ	契約成立日	HSがお客さまからの本サービスへの契約申込を受けた後、契約に必要な事項をすべて確認できた日をいい、本規約第2条4項に従いHSからお客さまに通知します。
コ	更新日	本サービスのサービス利用期間を更新する日をいいます。
	ご契約証	本規約第2条4項に従い、契約締結の証としてHSからお客さまに送付する書面(電磁的方法を含みます。))をいいます。
サ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
	サービスエリア	HSのウェブサイト上でサービス提供可能地域として表示される地域をいいます。
	サービス利用料金	お客さまがHSに対して支払う本サービスの対価をいいます。
シ	始期日	「ご契約証」に記載するサービス利用期間の初日をいいます。

索引	用語	定義
シ	失効	別途定める条件により、契約が将来に向けて自動的に効力を失うことをいいます。
	修理依頼	本規約に基づき、修理サービスの対象設備に生じた経年劣化による不具合、または外的要因による物理的損傷を伴わない不具合の修理を、お客さまがHSに依頼することをいいます。ただし部品供給が可能な場合の修理に限るものとし、本体交換は対象となりません。
	修理サービス	HSが、生活インフラ故障時一時対応サービスを利用したお客さまから、修理依頼を受けた後、修理を協力店に取り次ぐサービスをいいます。このサービスには、不具合原因の調査、応急措置として故障・破損した部品等を代替品で交換する行為を含みます。
	住宅境界内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わずご契約申込時の確認により特定された場所およびこれに連続した土地で、同一のお客さまによって占有されているものをいい、公道、河川等の介在により土地の連続性は中断されないものとします。
セ	生活インフラ設備	別表「修理サービスおよび本動産総合保険の補償内容」に記載する「修理サービスの対象設備」をいいます。
	生活インフラ故障時一時対応サービス	生活インフラ設備が故障した際に、HSがお客さまからの電話での問い合わせに応じて、電話で対応方法の案内を行うことをいいます。
	専有部分	区分所有建物の管理規定等の定めにかかわらず、区分所有建物の構造体の壁の内側を指します。ただし給排水管については、以下のとおりとします。 (1)給水管については、取引メーター以降の専有部分側 (2)排水管については、配管シャフト内配管継ぎ手以降の専有部分側。ただし床スラブ下に配管されている排水管は専有部分に含まれません。
	対象契約	本規約に基づいて、HSとお客さまの間で締結される契約をいいます。
	対象資産	ご契約申込時に特定された住宅境界内における個人宅、車庫および離れまたは区分所有建物のうち専有部分であって、お客さまがサービスエリア内に所有する資産をいいます。ただし以下の場合を除きます。 (1)営利活動、または、宗教活動に利用している資産 (2)お客さま以外の所有者との共有資産およびその部分
テ	電気設備	コンセント、スイッチ、ヒューズ、分電盤、ヒューズボックス、プレーカー、住宅境界内の電力供給の用に供する電気配線等のうちお客さまが所有するものをいいます。ただし照明器具、インターフォン、防犯カメラ等の設備はその電気配線部分のみを、コンセント、スイッチは、分電盤と直接接続しているもののみを対象とします。
ハ	払込期日	サービス利用料金をお支払いいただく期日をいいます。
フ	プラン	HSが本サービスの修理サービスの対象範囲や条件、料金等を設定したものをいいます。
	プラン変更	お客さまがHSの定める所定の方法でHSに通知することにより、HSが認める範囲内でプランを変更することをいいます。
	プラン変更受付日	HSがお客さまによるプラン変更の申出を受付けた日をいいます。

索引	用語	定義
ホ	本動産総合保険	HSを保険契約者、お客さまを被保険者、東京海上日動火災保険株式会社またはHSが別途指定する保険会社を引受保険会社とする動産総合保険契約をいいます。
	補償上限	HSが一回の <b>修理依頼</b> に対して負担する修理サービスの金額(労務費、部品代、消費税を含みます。)をいい、「ご契約証」に記載される額をいいます。
	保険金額	本動産総合保険の保険金額(一回の修理・交換の上限金額。労務費、部品代、消費税を含みます。)をいい、「ご契約証」に記載される額をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、本規約においては <b>再調達価額</b> とします。
マ	満了日	「ご契約証」に記載するサービス利用期間の末日をいいます。
ム	無効	<b>始期日</b> に遡って、契約が最初から有効でなかった状態をいいます。
リ	利用期間	修理サービスをご利用いただくことができる期間をいいます。
	利用回数	お客さまが本サービスの利用期間中に、修理サービスをご利用いただける回数をいいます。

## 第2条(総則)

- 本規約は本サービスをご利用になるお客さまとHSとの関係すべてに適用されます。
- 本サービスのご利用にあたり、お客さまは本規約を遵守するものとします。万一、本規約の内容に違反された場合は、HSは以後のご利用をお断りできるものとします。
- HSは本規約に付随して特約を定めることがあります。この場合、特約は本規約の一部を構成するものとし、本サービスの利用には本規約に加えて特約の規定が適用されます。本規約と特約の定めが異なる場合には、特約の定めが本規約に優先して適用されるものとします。
- HSは本規約に基づくお客さまに対する通知について、以下のいずれかの方法により行います。ただし、契約締結の通知、第19条に伴う**解除通知**等、通知を必要とする理由がいずれかのお客さまの個別事情に基づくものである場合には、(1)以外の通知方法によるものとします。
  - HSのウェブサイト、もしくは本サービスサイト上での表示
  - お客さまが届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信
  - お客さまが届け出た住所への文書の郵送
- 前項第1号および2号に基づく通知の場合には、ウェブサイト上で表示した時点または電子メールを発信した時点をもって、到達したものとみなし、前項第3号に基づく通知の場合には、郵送の発信日から5営業日の経過をもって到達したものとみなします。
- HSは、本サービスの利用申込(本サービスの**利用期間**の更新を含みます。)をお断りすることがあります。この場合、HSはお客さまにその理由を説明する義務を負わないものとします。

## 第3条(修理サービスの内容)

- HSは、ご契約**プラン**毎に定める対象、**補償上限**および**利用回数**の範囲内で**修理サービス**を提供します。
- 本規約に定める免責事項に記載される内容(事象、損害、費用等)は修理サービスの対象外とします。
- 補償上限を超える修理や修理サービスの対象とならない修理・交換に備えて、HSは**本動産総合保険**を手配し、HSは本動産総合保険の保険金の範囲で必要な修理を行います。
- HSは、修理サービスの内容を変更することがあります。

## 第4条(本動産総合保険に関わる保険金請求手続きの委任)

お客さまは、**本動産総合保険**の保険金の請求および受領に関する一切の権限についてHSを代理人と定め、これに委任します。なお、当該権限の委任については、ご委任いただいた後に撤回することはできません。

## 第5条(保険金の代理受領等)

- お客さまは、第4条に規定する内容に同意し、**本動産総合保険**の保険金について保険会社に対して保険金の請求をすること、および保険会社からの保険金を代理受領する権限をHSに撤回不能な形で付与します。
- HSは、一回の**修理**のための費用が**修理サービスの補償上限**を超えるものである場合で、その性質が恒久的な措置にわたるものである場合、または修理サービスの対象とならないが本動産総合保険の対象となる場合、お客さまに代わって、保険会社に対して本動産総合保険の保険金を請求し、修理の対価として、本動産総合保険の保険金を受領します。

## 第6条(修理依頼)

- お客さまは、本規約に基づきHSに対し**修理依頼**をすることができます。
- 修理依頼は、原則お客さま本人がHS所定の電話番号に架電することにより行います。ただしお客さまのご都合によりお客さま本人による架電が困難であるとHSが認めた場合は、お客さまの代理人による架電を行うことを可能とします。
- HSが指定し、修理作業を依頼した**協力店**以外による修理は、本サービスの対象となりません。
- HSは、**生活インフラ設備**に該当しない設備の不具合、「**修理サービスの対象範囲**」に含まれない不具合、各免責事項に該当する不具合について、サービスを提供しません。また、お客さまが不具合の発生を予防するための適切な整備、保守または管理を行っていない場合には、**本動産総合保険**の対象とならず、HSが修理を行わない場合があります。ただし、このような場合であっても、お客さまが協力店との間で別途修理に関する合意を行うことを妨げるものではありません。
- 修理サービスの費用が**補償上限**(本動産総合保険の対象となる不具合については、支払われる保険金の額。以下本項において同じ。)を超える修理である場合、HSはお客さまに対して、実費のうち補償上限を超える部分を請求することができます。
- お客さまは、**始期日**以前に発生していた不具合については、HSに対し修理依頼を行うことができません。

## 第7条(保険会社への資料提出)

お客さまは、お客さまに関する情報(お客さまが行った**修理依頼**の内容や、**協力店**を通じてHSが取得したサービスの対象に関する情報を含みます。)を、HSが**本動産総合保険**の引受保険会社に提供することについて同意します。

## 第8条(本サービスの利用期間)

- 本サービスの**利用期間**は、12か月とします。
- 本サービスの利用期間は、**始期日**の午後5時に始まり、**満了日**の午後5時に終わります。
- 本サービスの満了日まで、HSまたはお客さまのいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、本サービスの満了日を**更新日**として契約を更新し、本サービスの利用期間を自動的に更新します。
- HSは、前項に基づく自動更新について、お客さまへの個別の通知(事前、事後を問いません。)を省略することができます。

## 第9条(サービス利用料金)

サービス利用料金はHSのウェブサイト、ダイレクトメール等に定めるとおりとし、「ご契約証」に記載された金額とします。

## 第10条(サービス利用料金のお支払方法と払込期日)

1. お客さまは、サービス利用料金を一括(口座振替またはクレジットカードによるお支払いに対応、以下「一括払」といいます。)または分割(クレジットカードによるお支払いのみ対応、以下「分割払」といいます。)で支払うことを選択することができます。
2. 一括払を選択した場合は、以下の日付にサービス利用料金をお支払いいただけます。
  - (1)初年度契約の場合 契約成立日が属する月の翌月27日
  - (2)更新後契約の場合 更新日の属する月の前月27日
3. 分割払を選択した場合は、それぞれ以下の日付にサービス利用料金をお支払いいただけます。
  - (1)初年度契約の1回目の請求は契約成立日が属する月の翌月27日
  - (2)2回目以降(サービス利用期間の更新後の支払いを含みます。)は、前号に記載する月以降の毎月27日
4. 一部の金融機関につきましては、口座振替日が異なる場合があります。また口座振替日が土日祝日にあたる場合は、その翌営業日が口座振替日となります。お客さまのご希望で口座振替日をご指定・ご変更いただくことはできません。

## 第11条(サービス利用料金の再請求)

お客さまによるサービス利用料金のお支払いがなかった場合(以下「未納状態」といいます。)は、その払込期日の属する月の翌月27日にサービス利用料金のお支払いを再度請求(以下「再請求」といいます。)いたします。

## 第12条(サービス利用料金未納時の対応)

1. サービス利用料金の未納状態にあるときは、サービス利用料金の未納が解消されるまで本サービスを利用することができません。また未納期間中に発生した不具合もサービス対象となりません。
2. 以下の場合、対象契約は次のいずれかに遡って失効します。
  - (1)一括払の場合で、再請求日にお支払いがなかった場合は始期日または更新日の午後5時
  - (2)分割払の場合で、サービス利用料金の未納額が2か月分となった場合は、最初の未納分のサービス利用料金を払い込むべき払込期日が属する月の翌月1日の午後5時

## 第13条(プラン変更)

1. お客さまは、契約の更新時または本サービスの利用期間中にプランを変更することができます。その場合、新しい契約内容は以下に定めるときより適用されます。
  - (1)契約更新時におけるプランの変更の場合は更新日の午後5時。ただし満了日の30日前までにプラン変更の申込みをHSで確認できた場合にかぎりです。
  - (2)本サービスの利用期間中のプラン変更の場合は、プラン変更受付日が属する月の翌々月1日の午後5時
2. 前項に定めるプラン変更を行った場合の新契約のサービスの利用期間はプラン変更日から12か月とします。
3. お客さまは、HSに対し、プラン変更後のサービス利用料金を、第10条の規定に従い支払います(同条における「契約成立日」は「プラン変更受付日」と読み替えるものとします)。
4. サービス利用料金の未納が発生している場合は、お客さまはプラン変更できません。

## 第14条(一括払の場合においてプラン変更する際の支払いの特則)

サービス利用料金のお支払方法が一括払のお客さまがプラン変更する場合、HSは、プラン変更前のプラン(以下「前プラン」といいます。)に関して既にHSに支払われたサービス利用料金のうち、プラン変更日から前プランの満了日までの期間に相当する未経過期間分のサービス利用料金(月割で計算します。)をお客さまに返金します。

## 第15条(お客さまによる解約、撤回、解除)

1. お客さまは、対象契約をいつでも解約することができます。
2. 前項に基づく解約の申出があった時、対象契約は、次に定める場合に依りて、それぞれ次に定めるときに終了します。
  - (1)サービス利用料金のお支払方法が一括払の場合は、対象契約の満了日の午後5時
  - (2)サービス利用料金のお支払方法が分割払の場合は、HSが解約の申出を受けた月の翌々月1日の午後5時
3. 第1項に基づく解約がなされた場合、HSは前項に定める時まで、本サービスを提供します。また第1項に基づく解約に関し、既にHSに支払われたサービス利用料金は返金しません。
4. 前項の規定にかかわらず、始期日までに解約がなされた場合、お客さまはHSに対してサービス利用料金を支払う義務を負いません。また既にHSに支払われたサービス利用料金があれば、HSはこれをお客さまに返金します。
5. 前三項の規定にかかわらず、お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で加入申込みされた場合、HSから「ご契約証」を受け取った日からその日を含めて8日以内であれば、加入申込みの撤回ができるものとします。加入申込みの撤回は、お客さまの氏名、住所、担当者名、日付、お申出印(お客さまの印)、申込みの撤回をする旨を記載した書面を、HSに郵送(書面を受け取った日から8日以内の消印を有効とします。)にて送付すること、または、HSの問い合わせメール(メールアドレス: coolingoff@homeserve.co.jp)に所定の事項を記載しHSに送信することで効力を発揮するものとします。本項の手続きにて加入申込みの撤回が行われた場合、既にHSに支払われたサービス利用料金があれば、HSはこれをお客さまに返金します。
6. お客さまは、HSに以下の事由が生じた場合、HSに対する7日前までの通知により、対象契約を解除することができます。この場合、対象契約は、通知到達から7日を経過した日に終了します。
  - (1)HSが本規約または本規約に基づく諸条件に違反した場合
  - (2)HSの責に帰すべき事由により、お客さまとHSとの間の信頼関係が破壊された場合
7. HSは、前項に基づく解除に伴い、既にHSに支払われたサービス利用料金のうち、未経過期間に対応するものについて、お客さまに返金します。

## 第16条(提供内容相違による契約の解除)

お客さまは、カタログ等により申込みした本サービスの内容と、HSより提供されるサービス内容が相違していることが明らかになった場合、対象契約を解除することができます。この場合において、お客さまは、速やかに文書によりその申込みを行うものとします。ただし、お客さまからのご申告内容がHSにおいて確認できない場合、解除はお受けできない場合があります。

## 第17条(契約の無効)

サービスの対象がないにもかかわらず、お客さまが本サービスを申し込んだ場合、HSは、本サービスを提供しません。サービスの対象がないにもかかわらず本サービスの申込みがされたことが、サービス利用料金のお

支払い後に判明した場合、HSは、お客さまの申出により、お客さまに対して、既に支払われたサービス利用料金を返金します。

## 第18条(禁止事項)

- HSは、お客さまによる本サービスの利用に際して、以下の各号に定める行為を禁止します。
  - 本規約に違反する行為
  - HSが定めるカスタマーハラスメントに該当する行為
  - HS、HSがライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的または人格的な権利を侵害する行為またはこれらを侵害するおそれのある行為
  - HSまたは第三者に不利益もしくは損害を与える行為またはそのおそれのある行為
  - HSまたは第三者の名誉や権利、信用を傷つける行為またはそのおそれのある行為
  - 法令または条例等に違反する行為
  - 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為または公序良俗に反するおそれのある情報を他のお客さままたは第三者に提供する行為
  - 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為もしくはこれを助長する行為またはそのおそれのある行為
  - 本サービスを商業目的で使用する行為
  - 事実に反する情報または事実に反するおそれのある情報を提供する行為
  - HSのシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報を故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用してのチート行為、コンピューターウィルスの頒布その他本サービスの正常な運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
  - 本サービスの信用を損なう行為またはそのおそれのある行為
  - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - HSに対して妥当性を欠く要求をする行為、または社会通念上不相当な言動(HSまたはその従業員に対する暴行・傷害、脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・プライバシー侵害行為、正当な理由がない過度な要求、執拗なクレームによる長時間の拘束等)またはそのおそれのある言動
  - HSに著しく迷惑を掛ける行為またはHSの業務を妨害する行為
  - 前各号に掲げるもののほか、HSが不適当と判断する行為
- HSは、ユーザーの行為が、第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれかまたはすべての措置を講じることができます。
  - 本サービスの利用制限
  - その他当社が必要と合理的に判断する行為

## 第19条(HSによる契約解除)

HSは、お客さまに以下の事由が生じた場合、お客さまに対する7日前までの通知により、**対象契約を解除**することができます。この場合、対象契約は、通知到達から7日を経過した日に終了します。この場合、既にHSに支払われた**サービス利用料金**のうち、未経過期間に対応するものがあつたととしても、HSはこれをお客さまに返金しません。

- お客さまが前条に定める禁止事項等、本規約に基づく諸条件に違反した場合
- お客さまの責に帰すべき事由により、お客さまとHSとの間の信頼関係が破壊された場合

## 第20条(反社会的勢力の排除)

- お客さまは、HSに対し、自らまたは自らの従業員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないことおよび以下の各号のいずれにも該当しないことを表明保証し、かつ、誓約します。
  - 反社会的勢力が経営を支配しているまたは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
  - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
  - HSまたは**協力店**に対し脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - 偽計または威力を用いてHSまたは**協力店**の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- HSは、お客さまが前二項のいずれかに反していると合理的に判断した場合、ただちに**対象契約を解除**することができます。
- 前項に基づき、HSが**対象契約**を解除した場合、既にHSに支払われた**サービス利用料金**をお客さまに返金しません。また、HSは、前項に基づく解除に関し、お客さまに対し、何らの責任も負わないものとします。

## 第21条(本サービスの対象の住所変更)

お客さまは、本サービスの対象の住所変更について、速やかにHSへその旨を通知いただく必要があります。なお、本サービスの対象の住所を変更した場合は、**対象契約**は終了します。この場合、HSは、受領済みの**サービス利用料金**を返金しません。

## 第22条(契約内容等の改定)

- HSは、次の各号に掲げる場合、HSの裁量により、本規約を改定できるものとします。
  - 本規約の変更が、お客さまの一般の利益に適合する場合
  - 本規約の変更が、本サービスの利用および提供目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- HSは、前項による本規約の変更にあたり、1か月以上の予告期間をもって、本規約を変更する旨および変更後の本規約内容とその発効日を第2条第4項に掲げる方法で通知します。
- HSがお客さまに変更後の本規約内容を通知し、変更後の本規約発効日以降にお客さまが本サービスを利用した場合、お客さまは本規約の変更および変更後の本規約内容に異議無く同意したものとみなします。

## 第23条(協力店への対応)

お客さまは、**修理サービス**提供のために**協力店**がお客さまの住所の近辺に車両を駐車する際、または協力店がパーキングチケットや駐車許可証の取得等についてお客さまに対する支援を要請した場合は、合理的な範囲でこれに協力するものとします。

## 第24条(別サービスとの重複)

お客さまが本サービスとは別の**修理サービス**に係る商品・サービスに加入する場合、本サービスと当該商品・サービスとのサービス範囲が重複するとしても、HSは当該部分に関する**サービス利用料金**を返金しません。また本サービスと重複するサービスの有無は、お客さまがその責任において確認するものとします。

## 第25条 (本サービスの中断・停止)

1. HSは、以下のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの一部または全部を中断または停止することがあります。
  - (1) 本サービス提供のための装置、システムの保守点検、更新を定期的  
にまたは、緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電、天災等不可抗力により、各サービスの提供が困難な場  
合
  - (3) その他、運用上あるいは技術上HSが本サービスの一時中断、もしく  
は、停止が必要であるか、またはHSが本サービスの提供を困難と判  
断した場合
2. HSは、3か月の予告期間をもって本サービスの全部または一部を終了  
することができます。
3. HSは、サービスの提供の一時中断、停止等の発生により、お客さまた  
は第三者が被ったいかなる不利益、損害について、HSの故意または重  
過失による場合を除き、その責任を負いません。

## 第26条 (準拠法・合意管轄)

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関してお客さまおよびHS(その委託先である**協力店**を含みま  
す。)の間で生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の  
専属的合意管轄裁判所とするものとします。

## 第27条 (誠実協議・記載外事項)

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合  
は、お客さまおよびHSは誠意をもって協議し、解決するものとします。

【別表】修理サービスおよび本動産総合保険の補償内容

修理サービスの補償内容に関する説明			
	エコノミープラン	ベーシックプラン	ワイドプラン
修理サービスの対象設備	対象資産内の電気設備	対象資産内の電気設備 + 家庭用エアコン	対象資産内の電気設備 +家庭用エアコン +家庭用冷蔵庫 +IHコンロ
補償上限	ご契約証の補償上限欄に記載される金額		
修理サービスの対象範囲	修理サービスの対象設備に発生した不具合の原因が経年劣化によるものであること、または外的要因による物理的損傷を伴わない不具合であること。ただし修理に伴う部品供給が可能な場合に限り、本体交換は対象となりません。		

本動産総合保険の補償内容に関する説明			
	エコノミープラン	ベーシックプラン	ワイドプラン
保険の対象	修理サービスの対象設備と同じ		
保険金額	ご契約証の保険金額に記載される金額		
お支払いする保険金	損害保険金のお支払いに代えて、保険契約者(HS)が保険の対象の修理を行います。なお、保険契約者は、第4条(本動産総合保険に関わる保険金請求の委任)に基づき、お客さまに代わって保険金の請求および受領を行います。ただし、保険の対象の修理費は、保険価額(=再調達価額)または保険金額のいずれか低い額を限度とします。		
保険金等を お支払いする主な場合	不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害		

修理サービスおよび本動産総合保険に関する共通の免責事項

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって生じた損害
- 差押え、収容、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも、これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)
- 修理サービスの対象設備(保険の対象)の使用もしくは管理を委託された方または修理サービスの加入者と同居の親族の故意によって生じた損害
- 本サービスの加入者、被保険者(保険の対象の所有者)またはこれらの者の代理人の不誠実行為によって生じた損害
- お客さまによる犯罪行為、法令違反、故意、重過失により生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合でも、これらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)
- お客さまがメーカーの承認を得ずに対象設備や設備を改造(個々の設備または設備の構造、強度または機能を変更する工事)して生じた損害、および改造した設備の修理
- 格落ち(修理サービスの対象設備(保険の対象)の価値の低下をいいます。)によって生じた損害
- 自力救済行為等によって生じた損害
- 修理サービスの対象設備(保険の対象)に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等(HSが提供する修理サービスを除き、以下「修理、清掃等」といいます。)の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 修理サービスの対象設備(保険の対象)の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- 修理サービスの対象設備(保険の対象)に加工(修理、清掃等の作業を除きます。)を施した場合における加工着手後に生じた損害
- 区分所有建物の専有部分以外の不具合に起因する損害
- 修理サービスの対象設備(保険の対象)の基本的な機能および通常使用の際に影響のない損害(経年劣化による損害、外観の瑕疵や付加機能の損害を含みます。)
- 火災保険、動産総合保険等、本動産総合保険以外の保険契約によって支払われるべき費用または既に支払われた費用
- 店舗併用住宅における店舗部分の損害
- 照明器具等の交換作業費および部品費
- 照明器具、インターフォン、防犯カメラ等の配線以外に関する本体の交換費用や部品の修理費用
- エアコン本体の交換費用
- マルチエアコンの床暖房や室外機の損害
- 全館空調の修理および本体交換費用
- 業務用エアコン(電源が三相200Vのもの、メーカーが業務用エアコンと指定しているもののいずれかに当てはまるもの)の損害
- 移動式エアコン、スポットクーラーの損害
- 不具合修理が伴わない場合のエアコンのフリーニング・清掃作業
- お客さまがリセットできるサーキットブレーカーのリセットによる損害
- 外部に露出している配線を固定する金具等の付属品の損害
- 恒久的な電力供給システムの一部ではない配線(通信関連等)の損害
- 衛星放送受信アンテナ、ラジオ並びにテレビのアンテナ、およびそれらの付属品の損害
- 電話等に関連する配線の損害
- 携帯用もしくは固定式の電気暖房システムまたはエネルギー効率管理システムの損害
- 下水道、排水路、シャワーおよびポンプに関連する電気設備の損害
- 給湯設備に内在する電気系統およびそれに類する設備の損害
- 修理に伴って発生した廃材等の廃棄費用
- 原因調査を行っても、原因箇所を特定できない場合の追加調査費用

修理サービス固有の免責事項

恒久的措置に分類される修理。ただし、恒久的措置に分類される修理であっても、本動産総合保険の保険金の支払い対象となるものについては、HSは、当該保険金をお客さまに代わって受領し、これを対価に、恒久的措置に分類される修理を行います。